

北房コスモスまつり出店要項

日 時 令和7年10月12日（日） 10:00～14:30 ※雨天決行

会 場 北房コスモス広場 真庭市上水田6328-1

搬入・搬出時間 [搬入] 8:00～9:00 [搬出] 14:45～

申込締切 令和7年8月1日（金）午後5時までに 出店申込書を事務局へ提出
（事務局：北房振興局地域振興課）

出店資格 ①北房地域に住所を有する団体又は個人
（ただし、屋台等を生業にするものの出店は認めない）
②その他実行委員長が特に必要と認めるもの

出店協力金 1団体1,000円(物品販売を行わない団体は不要)

出店条件 ①主催者の指定する場所に出店すること。
②搬入・搬出は所定の時間に行うこと。
③テント設営等の準備には各店舗1名以上協力すること。
④出品物の陳列・管理等はすべて出店者の責任において行うこと。
※不可抗力による損害に対して主催者は一切の責任を負いません。
⑤出店スペースは1テント（2間×3間）以内とする。
※ただし、協力団体で主催者が認めた場合はこの限りでない。
※今年度まつり会場の利用可能面積が縮小しているため、申込み後にテント数の調整にご協力いただく場合があります。
⑥雨天の場合、雨がかかるおそれがあるので必要に応じて各自対策をとること。
⑦会場清掃（ゴミ収集・分別等）に積極的に協力すること。
⑧ゴミ等残ったものはすべて持ち帰ること。
⑨コスモス広場の草取り(9月下旬頃実施予定)に協力すること。

販売・陳列してはならない物

- ①会場の秩序、環境を乱すもの
- ②衛生上有害なもの
- ③爆発、引火等の恐れがあり、他人に危害が及ぶもの
- ④生き物
- ⑤鯖寿司

諸注意事項 ①当日の片付けは閉会后一斉に行います。早めに終了した場合でも閉会を待ってください。
（他の店舗の妨げにならないよう）

②加熱調理する食品は、当日その場で調理してください。

※前日までに作り置きしたものは販売しないでください。

③準備の時間、出店の場所、その他については後日連絡します。出店の準備を進めておいてください。

④火気・ガス器具等を使用する出店者は、消火器の設置が義務付けられています。

※H26.8.1から消防法及び真庭市火災予防条例により、不特定多数の人が集まる催しで対象となる火気器具等を使用する場合は、出店者において消火器の準備、設置することが義務付けられました。

(対象火気器具：卓上型コンロ、移動式ストーブ、コンロ、七輪、焼き鳥器、発電機など)

⑤水道は、共同使用のものを1～2箇所設置します。(各テント毎には設置しません。)

⑥食品販売関係の保健所への届出は、事務局で一括して行います。

※保健所の指導により販売できない食品もあります。

⑦未開封の酒類を販売する場合は、税務署への届出は事務局で一括して行いますので販売する出店者は「北房コスモスまつり出店申込書」に必ず御記入ください。当日の品目追加は一切受付できません。

※開封したり、サーバーなどから紙コップなどに移したりして販売する場合は、税務署への届出は不要です。

⑧悪天候などでまつりを中止する場合がございますので御了承ください。中止した場合は、出店協力金は返金します。